

# 2019年度 児童育成クラブ入会案内

熊本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として児童育成クラブを開設しています。

## ■■■ 児童育成クラブについて ■■■

○入会の基準 下記①～③全てに該当する方が児童育成クラブへ入会できます。

- ① 保護者（同居の祖父母等を含む）が「就労又は病気等」で、下校時に家庭にいない又は、それと同等の（見守りができない）状況にある小学校1～3年生までの児童であること。  
※ 障がいのある児童は、6年生まで入会できます。
- ② ①の状況が、月～土曜日のうち週3日以上であること。なお、変則勤務の場合は、直近3ヶ月間の平均就労日数が1ヶ月あたり12日以上であること。
- ③ 就労を理由とする場合、就労の終了時間が1年生は14時を、2年生以上は15時を超えていること。  
（例）1年生は14時00分まで、2年生以上は15時00分までの就労の場合は、対象となりません。
  - ・就労場所が校区外の場合は、通勤時間も就労時間に含めて判断します。
  - ・長期休業中についても、入会要件は同一です。
  - ・短期（1ヶ月以下）の利用はできません。

○利用日 保護者が就労などで家庭にいない（見守りができない）日に利用できます。

○開設日 次に掲げる日を除く日  
◇ 日曜日、国民の祝日・休日（振替休日含む）、  
年末年始（12月29日～1月3日）

○開設時間 ◇ 平日 児童の下校時間から午後6時まで  
◇ 土曜日 午前8時から午後6時まで  
◇ 長期休業中 午前8時から午後6時まで

○利用者負担金 児童1人につき、月額4,300円  
兄弟姉妹が同時在籍の場合、2人目以降は月額2,150円



※ 正当な理由なく長期にわたり滞納した場合や、入会申込の時点で兄弟姉妹の滞納がある場合は利用できないことがあります。

### 【負担金の免除】

次のいずれかに該当する場合には、負担金が免除されます。（免除申請書と証明書類の提出が必要です。）

- (1) 納入義務者が生活保護を受けている場合
- (2) 納入義務者が経済的理由により就学援助を受けている場合

※ 免除要件に該当しなくなったときは青少年教育課へご連絡ください。

### ○その他保護者の負担となるもの

利用者負担金とは別に、以下に係る費用が各児童育成クラブにおいて実費徴収されます。

- ◇ おやつ代 実費（月2,000円程度 ※ 各児童育成クラブにより若干、金額が異なります。）
- ◇ 児童が個人で使用する教材費等
- ◇ スポーツ安全保険（傷害保険・賠償責任保険・共済見舞金）保険料：月額900円（※ 振込手数料含む）

※ 利用者負担金の免除申請をした場合でも、上記の実費は、免除となりません。

## ■■■ 入会申込み方法について ■■■

下記 1、2 を各児童育成クラブへ直接ご提出ください。既に入会している児童も、年度ごとに改めて提出が必要となります。

1、**入会申込書（様式第1号）**（3枚複写式）・・・ 保護者をご記入ください。

2、**添付書類**・・・ 下表のとおり

対 象 者	入 会 理 由	添 付 書 類	
			備 考
①同居の保護者 ②同居の祖父母 【65歳未満】	就 労	就労証明書 (様式第2号)	自営業の方は、①か②のいずれかの提出が必要です。 ①自営の状況が確認できる書類 ※ 個人事業届、会社・法人登記事項証明書（登記簿謄本）、 営業許可証又は開業届、青色申告決算書等の写し ②最新年度分の確定申告書（第一表・第二表）の控えの写し
	病 気	申 立 書 (様式第2号-2)	診断書【原本】（様式第2号-3）〔医療機関の様式可〕 ※ 医療機関の様式の場合は、療養期間と児童の見守りができない旨が必ず記載してあること
	障 がい		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、又は療育手帳の写し ※ 別途診断書が必要な場合あり
	出 産		親子（母子）健康手帳の写し ※ 表紙と出産（予定）日が確認できる部分
	介 護		被介護者の介護保険被保険者証の写し又は診断書
【65歳以上】	高 齢		申立書に就労等、児童の見守りができない理由を記入

※ 書類は各児童育成クラブに備えてあります。

※ 同居のおじ・おばは、入会申込書の入会を希望する理由欄に、「児童の見守りができない理由」の記入が必要です。

※ 新入学児童の入学式前の受け入れについては、別途「入学式までの期間における利用申込書」の提出が必要となります。

- ・4月入会は、受付の締め切り（各児童育成クラブで異なる）がありますのでご注意ください。  
締め切り以降に入会基準の要件が新たに発生した場合（就職、転勤等）は個別にクラブへご相談ください。
- ・基本的には、入会の基準に該当すれば入会できますので、特に連絡がない場合は希望日（スポーツ安全保険加入手続き後）から利用可能です。後日入会決定通知書を各ご家庭に送付いたしますのでご確認ください。  
※ 4月から入会を希望されている方へは、3月中旬以降に送付予定です。
- ・提出書類の不備や、記入内容に不明な点がある場合などには、申込先の児童育成クラブ又は青少年教育課からご連絡いたします。



### 【お問い合わせ先】

熊本市教育委員会事務局  
 青少年教育課 Tel.328-2277  
 各児童育成クラブ（ ）

※各児童育成クラブ電話番号は、熊本市ホームページに掲載がございます。※ **熊本市 児童育成クラブ** で検索

## ■■利用にあたっての注意事項等■■

## ○開設日、開設時間について

開設日であっても、台風接近などの災害発生の場合や児童の安全上必要であると判断される場合は、閉設や開設時間の変更等を行うことがあります（※ その際は、事前に保護者へご連絡いたします）。

## ○利用日、利用時間について

- ・保護者が就労等で家庭にいない（見守りができない）日に利用できます。
- ・児童にとって、親と過ごす『ふれあいの時間』は、とても大切なものです。保護者が家庭にいらっしゃる時は、お子様と一緒に過ごしてください。
- ・習い事等で一度児童育成クラブから帰宅した場合は、原則、同じ日に再び児童育成クラブを利用することはできません。

## ○帰宅方法について

- ・日没後は、必ずお迎えをお願いします。
  - ・お迎えができない場合は、早い時間に帰宅させるなど（一斉下校※）の対応をとらせていただきます。また、児童の安全上必要な場合は、急きょお迎えをしていただくことがあります。なお、児童育成クラブは午後6時に閉設します。**お迎えは、必ず午後6時までにお申し込みします。**
  - ・一斉下校や保護者のお迎えが困難な場合は、子どもを預けたい方と子どもを預かりたい方からなる会員組織「ファミリー・サポート・センター（096-345-3011）」等の利用をご検討ください。
- ※ 一斉下校の時間は、日没や各小学校での指導指針を目安に設定しています。

## ○出欠の連絡について

各児童育成クラブにおいて、事前に出席予定日の確認をします。**出欠席の予定が変更になったときは、必ず、保護者から各児童育成クラブにご連絡ください**（出席予定者が1人もいない場合は、閉設日であっても閉設となります）。

## ○体調が悪い場合の利用について

- ・発熱や腹痛、その他体調が悪い場合は、健康管理や他の児童への感染防止のため、児童育成クラブの利用はできません（※ 学級閉鎖となったクラスの児童も、同様の理由で児童育成クラブの利用はできません）。
- ・出席が停止となる学校感染症（インフルエンザ等）に罹患した場合は、軽症であっても出席停止期間を経過するまで児童育成クラブの利用はできません。その後は医師の指示に従い、許可が出ましたら利用を再開してください。

## ○緊急連絡先の確保について

児童が病気やケガをするなど、児童育成クラブでの活動に参加できないような状況となった場合などは、保護者に直ちに連絡をしますので、入会申込書の「緊急連絡先」には、できるだけ多くの連絡先を正確に記入し、**必ず連絡が取れるようにしてください。**

## ○利用者負担金について

- ・利用者負担金の納入期限は、利用月の末日です（月末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）。
- ・**納入方法は、原則、口座振替払いとなります。**口座振替の受付は、インターネットの口座振替受付サービスをご利用ください（このサービスを利用できない場合は、金融機関窓口での申込みとなります）。
- ・利用者負担金は、出席の有無に関わらず納入していただきます。ご家庭の都合により1ヵ月間全く利用がない場合であっても、**退会届の提出がなければ、利用者負担金の納入が必要**ですので、1ヵ月以上の長期にわたるような場合は退会届をご提出ください。
- ・月の中途から入会する場合であっても、当月分の負担金が必要となります（日割はありません）。
- ・生活保護、就学援助の受給世帯は、利用者負担金の免除制度があります。該当の方は、**毎年度、免除手続きが必要**ですので、申請漏れがないようご注意ください。

## ○児童育成クラブの退会について

- ・入会の基準に該当しなくなった時点で利用はできません。速やかに退会届をご提出ください。（離職後の求職活動期間1ヵ月間は利用できます）。
- ・上記の場合やその他の事情により児童育成クラブを退会する場合には、事前に「退会届」を児童育成クラブにご提出ください（用紙は各児童育成クラブに備えてあります）。退会日は、原則として月の末日とします。

◇◇◇ 入会の基準に該当していても、次に該当する場合は退会となります ◇◇◇

- ① 入会申込にあたり虚偽又は不正があった場合
- ② 就労証明書等の確認書類の提出依頼をしても、期限までに提出がない場合
- ③ 正当な理由なく、利用者負担金などを長期（3ヶ月以上）にわたり滞納した場合
- ④ その他、児童育成クラブの運営上支障がある場合

## ○スポーツ安全保険について

- ・入会の際に、スポーツ安全保険に加入していただきます。
- ・保険料は年額900円です（年度中途の入会の場合も同額 ※振込手数料含む）。
- ・加入の手続等は、各児童育成クラブで行いますので各児童育成クラブの定める方法で保険料を納入してください。
- ・保険の内容は、下記のとおりとなっており、児童育成クラブの活動中のみの適用となります。
- ・この保険の内容で不十分な方は、各ご家庭で民間の保険に別途加入するなどしてください。
- ・保険料の支払後、入会をキャンセルしても返金できません。
- ・この保険は、治療や入院等の費用に対して支払われるものではなく、見舞金的な性質のものです。

<保険の内容>

### ○傷害保険

- ・死亡 2,000万円 ・後遺障害 3,000万円（最高）
- ・入院 1日 4,000円（1日目から補償） ・通院 1日 1,500円（1日目から補償）
- （例）・児童育成クラブの活動中にケガをした場合
  - ・学校休業日に自宅～クラブ～自宅を通常の道順で通学中にケガをした場合
- ※学校授業日にクラブを利用した場合の登下校時は、学校の保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付）の対象となります。

### ○賠償責任保険（限度額）

- 対人・対物賠償合算 1事故 5億円 ただし、対人賠償は1人1億円
- （例）・児童育成クラブの活動中、クラブや学校のガラスを破損した場合
    - ・児童育成クラブの活動中、投げたボールが通行人に当たり、治療費を請求された場合
    - ・加害者となり、法律上の責任が生じた場合

※ 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合は、保護者が法律上の損害賠償責任を負うこととなりますが、その被った損害を補償するのがこの保険の賠償責任保険です。ただし、故意または重大な過失があったときは、保険金が支払われず保護者のご負担になる場合があります。

## ○その他

- ・児童育成クラブでは、給食の提供はありません。学校で給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。
- ・入会申込書の内容（住所、電話番号等）に変更が生じた場合、必ず、各児童育成クラブにご連絡ください。
  - ※ 勤務先が変更になった場合は、新しい勤務先の就労証明書の提出が必要です。なお、契約期間が満了になった方は退会となりますので、契約更新（自動更新の場合を除く）の場合は新たに就労証明書をご提出ください。
- ・就労を理由として入会した後に離職や出産のための休暇を取得される等、入会要件が変更となる場合は各児童育成クラブへ届け出てください（出産に伴う利用は出産月とその前後2ヶ月の合計5ヶ月間となります。その期間を超える育児休業中の児童育成クラブの利用はできません）。
- ・4年生以上の児童の利用は、障がいのある児童であることが条件となります。身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれか、又は専門医の書面による所見（写し可）が必要です（特別支援学級在籍児童は不要）。



ご不明な点については、下記へお問い合わせください。  
熊本市教育委員会事務局 青少年教育課  
【電話】096-328-2277（直通）